

FIT制度・FIP制度 

# 再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル  
【事後変更届出】  
太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス

第51版 2026年1月9日

# 1-1.ログイン/ログアウト(共通)



申請手続き等を行う場合

再生可能エネルギー電子申請ホームページ

にアクセスし、ログインを行います

※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

## ログイン方法

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

[ログイン]をクリックします

ログイン画面へ進みます

※旧システムにてログインID・パスワードを付与されている方は、当該ログインID・パスワードにて、本システムにログインできます

電子申請は[PDF]又は[ZIP]形式にて[ファイル]を添付し、申請を行います

[PDF]又は[ZIP]形式にてファイルの添付ができない方  
こちらを参照の上、申請書類を紙面にて提出します



**複数の変更手続きを同時に行うことはできませんので手続きの順番はお気を付けてください。  
提出した手続きが認定・受理されてから次の手続きを行ってください。**

# 1-1.ログイン/ログアウト(共通)



発行済みのユーザ名、パスワードを入力します

## ログイン方法

FIP制度・FIP制度   
再生可能エネルギー電子申請

### ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。  
ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のID・パスワードは、手続を行った登録者に発行しております。）されている  
ログインID・パスワードにてログインをお願いいたします。

ログインID	<input type="text" value="abcd1234"/>
パスワード	<input type="password"/>

対応ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

[ユーザ名](半角英数字)  
[パスワード](半角英数字)  
を入力します

2

[ログイン]をクリックします  
マイページ画面が表示されます

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。 [> 新規登録へ](#)

# 1-1.ログイン/ログアウト



[ログイン]に成功するとマイページが表示されます

再生可能エネルギー電子申請  > ログアウト

 <b>マイページ</b>	認定設備	認定申請	定期報告	ユーザ情報	システムに関する 問い合わせ
--	------	------	------	-------	-------------------

## メニュー

新規認定申請入力 >	詳細情報は、「 <a href="#">認定申請一覧</a> 」画面にて検索を行うことで確認できます。 ※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより「認定申請一覧」画面に遷移できます。  ※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。 <a href="#">申請状態一覧.pdf</a>
認定申請一覧 >	
認定設備一覧 >	
<b>みなし認定設備一覧</b> 28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行 手続を行ってください。 (設備IDが「F」で始まる設備を除く。)	
提出一覧 >	

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。  
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続を行ってください。  
[各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf](#)

利用規約 | プライバシーポリシー 経済産業省 資源エネルギー庁 Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

## 2-1. 変更手続/共通



マイページにログインしている状態で操作を行います

再生可能エネルギー電子申請  > ログアウト

**マイページ** | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

### メニュー

- 新規認定申請入力 >
- 認定申請一覧 >
- 認定設備一覧 > 
- みなし認定設備一覧  
28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。  
(設備IDが「F」で始まる設備を除く。) >
- 提出一覧 >

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。  
[申請状態一覧.pdf](#)

各変更手続によって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。  
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続を行ってください。  
[各変更手続の変更対象項目一覧表.pdf](#)

※各種手続により、変更可能な申請項目が異なるので「[各変更手続の変更対象項目一覧表.PDF](#)」を確認後、変更手続を行います

利用規約 | プライバシーポリシー



### (留意事項)

1. 認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定申請、②事前変更届出、③事後変更届出、④卒FIT事前変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要があります。
2. 申請について、○は調達価格/基準価格が変わらないもの、●は調達価格/基準価格が変わる可能性があるものです。詳細は、下記のURLをご覧ください。

(参考) 調達価格/基準価格が変更される事業計画の変更整理表：

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/henkou\\_nintei\\_seirihyou.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_nintei_seirihyou.pdf)

3. 運転開始をした後、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類等（受給開始日が分かるもの）を添付し、運転開始日を入力してください。
4. 電子で手続きを行う場合、変更届出事項を変更認定申請で変更することはできませんので、申請と届出の手続きを分けて行ってください。その際、同じ事業計画について、複数の種類の変更手続を同時に行うことはできません。
5. 原則として申請毎に委任状が必要です。
6. 申請日は、電子申請の場合は申請状態が「申請書出力済」または「申請書出力済（認証済）」になった日、50kW未満太陽光発電設備の電子申請の場合は申請状態が「設置者承諾済」になった日、紙申請の場合は申請書類が担当部署へ到達した日となります。

## 2-2.変更手続項目/共通



### (添付書類等について)

1. 添付書類については、以下の書類が基本となりますが、個別の案件ごとに異なる書類が必要となる場合もあります。
2. 公的機関の発行する書類については、被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本を除き、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された書類に限ります。  
なお、登記簿謄本については、法的証明が備わっている履歴事項全部証明書が必要なため、登記事項要約書又は一般財団法人民事法務協会がW E B 上で行っている登記情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力が担保されないことから認められません。
3. 実印を押印した資料が添付されていない場合でも、本人の意思確認書類として、印鑑証明を求める場合があります。
4. 電力会社との「接続の同意を証する書類」の添付が必要な項目の変更については、以下のフローで手続をしてください。
  - ①変更する内容で電力会社に接続・特定契約申込みをする。
  - ②接続同意書類が電力会社から発行された後、事業者は当該書類を添付して変更認定申請・届出をする。（接続同意書類の内容と申請（届出）内容が異なる場合には、申請不備とする）
  - ③変更認定申請の場合は、変更認定通知書発行後にその写しを、事前変更届出の場合は受理印が押された届出書/事前変更届出が受理されたことが分かる画面の写しを電力会社に提出し、特定契約を締結する。
5. 名義変更など、変更手続に伴い特定契約の変更が必要になる場合は、「変更認定通知書の写し」または「事前/事後変更届出の受理日が分かるもの」が必要となるため、電力会社へ提出してください。
6. 卒 F I T 事前変更届出においては添付書類が不要です。ただし事業者から委任を受けた代行事業者が申請する場合は、事業者からの委任状及び印鑑証明書（申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。）の添付が必要になります。
7. 調達期間終了後の事業計画であっても、事後変更届出事由に該当する場合には様式第6による届出が必要です。ただし、その場合の添付書類は不要ですが、事業者から委任を受けた代行事業者が申請する場合のみ、事業者からの委任状及び印鑑証明書（申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。）の添付が必要になります。
8. 申請・届出には、申請事業者の印鑑証明書、代行申請の場合は代行申請事業者の印鑑証明書も必要となります。Gビズ I Dを使用している場合、添付不要となる場合があります。
9. 変更認定申請に伴う説明会の開催又は事前周知措置の実施が必要な場合は、当該説明会の開催又は事前周知措置の実施に関連する資料も別途提出が必要となります。詳細は、関係省令及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」をご確認ください。（[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/guideline\\_setsumeikai.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf)）

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(1/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業者	事業譲渡等の場合 (生前贈与等も含む)	○			①譲渡契約書 又は 譲渡証明書 ※譲渡契約書において事業の譲渡に停止条件が設けられている場合は、その成就が確認できる資料の提出も必要。 ②(法人の場合)双方の履歴事項全部証明書 (個人の場合)双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍謄(抄)本のいずれか ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④土地の取得を証する書類等(土地登記簿謄本、不動産売買/賃貸借契約書等) ⑤裁判所による破産管財人証明書(破産による譲渡の場合のみ) ⑥事業実施体制図 ⑦関係法令手続状況報告書  ※地方自治体等公共機関の場合は以下の書類 ①譲渡契約書 又は 譲渡証明書 ②公印規程 ③土地の取得を証する書類等(土地登記簿謄本、不動産売買/賃貸借契約書等) ④事業実施体制図 ⑤関係法令手続状況報告書  ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、事業譲渡の際は、建物と別に明示することが必要	譲受人が変更を申請・届出する必要があります。事後変更届出が必要な項目は、変更認定申請として手続きすることはできません。
	会社分割、合併の場合	○			①会社分割・合併(変更理由)を証する履歴事項全部証明書 ②事業実施体制図 ③関係法令手続状況報告書	

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(2/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業者	競売物件による事業者変更の場合	○			①物件目録 ②登記嘱託書（権利証）又は登記識別情報通知書※競売物件を農地転用する場合で、①②の書類が添付できない場合は、「売却決定通知書」または「最高価買受申出人であることの証明」が必要 ③事業実施体制図 ④関係法令手続状況報告書	譲受人が変更を申請・届出する必要があります。事後変更届出が必要な項目は、変更認定申請として手続きすることはできません。
	離婚による分与			○	①登記簿謄本（所有権移転登記済） ②公正証書若しくは離婚協議書 ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④離婚届受理証明書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、分与の際は、建物と別に明示することが必要	
	賃貸マンション等で入居者に設備を貸与する形態の入居者の変更を行う場合			○	①賃貸借契約書 ②賃貸人の印鑑証明書 ③建物の登記簿謄本 ④管理業務委託契約書（建物の所有者と当該建物の管理者が異なる場合のみ）	
	相続による場合			○	①被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可。） ②法定相続人全員の戸籍謄本 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報でも可 ③法定相続人全員の印鑑証明書 ④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 ⑤土地の取得を証する書類等	

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(3/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
密接関係者		○			①事業実施体制図 ②関係法令手続状況報告書 ③以下の該当する資料 (i)認定事業者が持分会社である場合について、社員の変更があった場合：履歴事項全部証明書（履歴事項全部証明書に記載のない社員の変更があった場合）定款（原本証明付き） (ii)認定事業者が株式会社である場合について、議決権の過半数を保有する株主について変更があった場合（以下のうちいずれか）： ・変更前・後の株主名簿の写し（代表取締役の原本証明付き） ・金融商品取引法に基づく法定開示制度に従って作成された資料（有価証券報告書等）の写し (iii)認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者について変更があった場合：匿名組合出資持分の変更に係る契約書 (iv)認定事業者の密接関係者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。）について変更がある場合： ・密接関係者該当性が確認できる資料（体制図等） ・上記(ii)に準ずる、親会社の変更が分かる資料	密接関係者については、事業計画に添付する「事業実施体制図」の密接関係者と同一の者としてください。
事業者の氏名・名称	社名変更の場合			○	変更理由を証する書類（履歴事項全部証明書等）	
	戸籍上の氏名変更の場合			○	①戸籍謄(抄)本 ②印鑑証明書	

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(4/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
法人番号	○		○		国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載して下さい。変更認定申請で事業者名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事後変更届出により届け出て下さい。
課税事業者の該否／インボイス発行事業者の登録番号	○		○		課税事業者の該否を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載して下さい。インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字を記載して下さい。事業者名の変更に伴ってインボイス発行事業者の登録番号を変更する場合は変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は事後変更届出により届け出て下さい。
法人の代表者（役職／氏名）／役員（役職／氏名）	○		○	履歴事項全部証明書	・変更認定申請で事業者名を変更される場合に限り、当該項目も併せて変更が可能です。それ以外の場合は、事後変更届出により届け出て下さい。
事業者の住所	○		○	（法人の場合）履歴事項全部証明書 （個人の場合）住民票の写し、住民票記載事項証明書のいずれか	・密接関係者の変更に該当する代表者の変更は変更認定申請により申請して下さい。それ以外の単なる代表者変更は事後変更届出により届け出て下さい。
発電設備の区分	○			①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(5/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の出力	●			①接続の同意を証する書類（出力変更後のもの） ②発電設備の仕様書（発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類）（50kW未満太陽光は不要） ③配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ④PCS仕様書 ⑤電力事業者の都合による変更であることを証する書類（電力事業者の都合による出力変更の場合のみ）	バイオマス発電設備で出力を変更する場合は、変更内容により左記以外の添付書類が必要になりますので、変更認定申請書の記載要領を確認して添付して下さい。
最大受電電力	○			変更後の最大受電電力が分かる書類（接続の同意を証する書類等の契約関係書類）	発電設備の出力を変更する場合は上記に記載の添付書類が必要になります。最大受電電力のみが変更になる場合は左記資料により手続を行ってください。
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	○				自立運転機能の有無及び設定値（kW）を変更する場合は、変更認定申請により申請して下さい。ただし、10kW以上50kW未満太陽光設備において、自立運転機能を「無」にするような変更はできません。
給電用コンセントの有無	○				給電用コンセントの有無を変更する場合は、変更認定申請により申請して下さい。ただし、10kW以上50kW未満太陽光設備において、給電用コンセントを「無」にするような変更はできません。
発電設備の名称	○	○			事業者名の変更に伴って発電設備の名称を変更する場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事前変更届出により届け出て下さい。

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(6/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の設置場所	地番の追加・削除	○			①土地登記簿謄本 ②土地の取得を証する書類／賃貸借契約書などの契約書 （「権利者の証明書」は不可）又は無償使用に関する所有者の同意書 ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④構造図（50kW未満太陽光は不要） ⑤地番図（公図以外でも可、50kW未満太陽光で地番の削除のみの場合は不要）	運転開始前後を問わず、隣接する一連の地番・当初地番と同一の場所と見なせる距離にある飛び地（太陽電池の大半が当初認定された地番に設置されている場合に限る。）の追加又は削除は可能です。ただし、当初認定された地番の全てを削除することはできません。「①土地登記簿謄本」で土地の取得を確認できる場合は、②③の書類は不要です。また、すでに事業計画に登録されている地番及び当該変更認定申請で削除する地番の分の①～③の書類は不要です。

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(7/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の設置場所	(移設)	○			①土地登記簿謄本 ②土地の取得を証する書類／賃貸借契約書などの契約書 (「権利者の証明書」は不可) 又は無償使用に関する所有者の同意書 ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④構造図 (50kW未満太陽光は不要) ⑤地番図 (公図以外でも可) ⑥接続の同意を証する書類 (移設をしたことが分かるもの) の写し ⑦理由書 ⑧罹災証明等の、当該場所に設備が設置できないことを証する書類 (引越しの場合は不要) ⑨移設先の住民票、移設前の受給契約書 (住居用太陽光の引越しの場合のみ)	原則として、設備の移設は認められていませんが、以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合のみ移設は可能です。 ①運転開始後において、引越しに伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合 ②公共事業による土地の収用、災害等の事業計画策定時に想定できなかった事由であって、設置者自身に帰責性のない事由 (土地や建物の所有者による地上権設定契約や賃貸借契約の解除は含まない) により、当該場所で事業を実施することが不可能な場合

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(8/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の設置場所	市町村合併の場合／区画整理による変更／住居表示確定などによる変更／地番の分筆、合筆による変更		○		<p>【市町村合併による変更の場合】</p> <p>①地方自治体が発行する市町村合併を証する書類（ウェブサイト等のページでも可）（設備の所在地が地番表記の場合）</p> <p>②住民票写し（設備の所在地住居表示の場合）</p> <p>【区画整理による変更の場合】</p> <p>①地籍図</p> <p>②仮換地・底地証明</p> <p>【住居表示確定による変更の場合】</p> <p>①住居番号付定通知書</p> <p>【地番の分筆・合筆による変更】</p> <p>①土地登記簿謄本</p>	地番の分筆・合筆により地番の追加・削除を行った場合と同じような状態に変更される場合（認定地番の面積・位置の変更等）は、「地番の追加・削除」として変更認定申請を行う必要があります。

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(9/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業区域の面積	○	○			地番の追加・削除や移設による変更の場合、又は分筆・合筆により地番の追加・削除を行った場合と同じ状態に変更される場合は変更認定申請により申請してください。それ以外で地番については事前変更届出により申請してください。
複数太陽光発電設備設置事業の該当性	○				第一種複数太陽光発電設備設置事業↔第二種複数太陽光発電設備設置事業に変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。
太陽光発電設備の設置形態（屋根設置と地上設置の別）	○			①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(10/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
農地一時転用許可申請予定の有無	○				10kW以上50kW未満太陽光設備において農地一時転用許可申請予定を「無」にする場合又は農地一時転用許可期間を3年以下に変更しようとする場合は、全量売電ができなくなり、自家消費等計画の「自家消費等の比率」を30%以上にする必要があります。
太陽電池に係る事項 (製造事業者名/種類/変換効率/型式番号/枚数/合計出力)	●			①構造図(50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要) ②配線図(50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要)	パネルの型式を変更する場合は、JP-AC太陽光パネル登録リストに登載されているパネルを指定して下さい。変更の基準となる合計出力は、2017年度以降の認定については新規認定取得時、2016年度以前の認定については新制度への移行手続時に登録する「太陽電池の合計出力」とします。ただし、新規認定取得後または新制度への移行手続後から2017年8月30日までに変更認定申請または事前変更届出を提出し太陽電池の合計出力を変更した場合は、変更後の値が基準合計出力となります。また、2017年8月31日以降に価格変更の伴う太陽電池の合計出力の変更をした場合は、変更後の値が基準合計出力となります。

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(11/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
風車に係る事項（製造事業者名／型式番号）	○			①発電設備の内容を証する書類（仕様書等） ②構造図（設備配置図） ③配線図 ④日本海事協会発行の型式認証書	1基当たりの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合があります。風車及びPCSの型式、定格出力が記載されている仕様書等が必要です。
配線方法	○			①配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ②構造図（50kW未満太陽光で標準構造図と異なる場合のみ必要）	
自家発電設備等の設置の有無	●			①配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ②構造図（50kW未満太陽光で標準構造図と異なる場合のみ必要） ③自家発電設備等の仕様書(50kW未満太陽光は不要)	自家発電設備等にはエネファーム、エコウィル、蓄電池、家庭に電気を供給することができる電気自動車等が含まれます。自家発電設備等を併設する場合は、系統の電気が充電されないことなどを確認するため、仕様書の添付が必要です。バイオマス発電設備に太陽光パネルや排熱利用バイナリー発電装置等を設置し自家消費に充てる場合も本変更該当します。

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(12/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
電気事業者への電気供給量の計測方法		○			配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	
系統接続に係る事項	接続契約締結日	●			接続の同意を証する書類（「主要な事項の変更による再締結」である旨が記載されているもの）	「主要な事項の変更による再締結」以外の理由で接続契約締結日に変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要です（届出も不要）。「主要な事項の変更による再締結」に当たる場合は以下の通りです。 ①工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合 ②発電事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更（架空線↔地中線）、新設アクセス線の施設者の変更（発電事業者→一般送配電事業者）の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合
	接続契約締結先		○		接続の同意を証する書類（変更後の接続契約先が分かるもの）	

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(13/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業実施工程（運転開始予定日、設備廃止予定日）			○			
保守点検責任者	別の保守点検責任者に変更する場合 （事業譲渡、会社分割、合併等による）	○			①事業実施体制図 ②関係法令手続状況報告書	保守点検責任者については、事業計画に添付する「事業実施体制図」の保守点検責任者と同一の者を記載してください。 保守点検責任者を法人の担当者名など「個人」として認定を受けている場合、社内異動により担当者が変わる場合も変更が必要です。
	保守点検責任者に関するその他の変更 （社名・氏名変更、異動の場合など）			○	事業実施体制図	

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(14/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
保守点検及び維持管理計画	保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画に記載された点検項目及び実施スケジュール等に変更がある場合	○			保守点検及び維持管理計画（項目欄に全ての内容を記載できない場合で「別紙あり」のチェックボックスにチェックされた場合の別紙）	具体的な点検実施項目、点検方法及び実施スケジュールを記載してください。電気事業法の規定により保安規程の届出がある場合、届出される保安規程を添付することも可能です。
	同一の保守点検責任者の社名変更、会社分割、合併の場合、異動、相続の場合など、事後変更届出で行うことが可能な事業者変更による事業体制の変更		○		事業実施体制図（10kW未満の太陽光の場合は不要）	「変更理由」に「保守点検責任者の変更のみによる実施体制の変更」と記載することが必要です。
保守点検及び維持管理費用			○			運転開始前に変更する場合のみ記載して下さい。
廃棄等費用（総額、算定方法、積立開始時期、積立終了時期、毎月積立金額）			○			

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(15/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
補助金の受給額	○			補助金が返還されたことが分かる書類	発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更して下さい。
自家消費・地域消費等計画	○				10kW以上50kW未満太陽光設備において、自家消費等の比率を30%未満にするような変更はできません。 (営農型太陽光(農地一時転用許可期間が3年を越えるものに限る)を除く。)

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(16/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
解体等に要する費用	○			内部積立てに係る事項	
【地熱・中小水力・バイオマスで、地域活用要件が求められる場合】 選択する地域活用要件	○			<p>変更後の地域活用要件における新規認定時に必要な書類</p> <p><b>【自家消費・地域消費型②の場合】</b></p> <p>①発電設備の所在する都道府県内に小売供給の5割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの</p> <p>②再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証する書類</p> <p><b>【地域一体型①の場合】</b></p> <p>当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、災害その他の非常の場合を含む電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証する文書</p> <p><b>【地域一体型②の場合】</b></p> <p>地方公共団体の直接出資を証する書類</p> <p><b>【地域一体型③の場合】</b></p> <p>地方公共団体が直接出資する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、再生可能エネルギー電気特定卸供給により電気を供給することを証するもの、又は誓約するもの</p>	

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(17/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
需給管理の方法	○	○		発電量調整供給契約申込書の写し	変更認定申請で事業者名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事前変更届出により届け出て下さい。
市場取引により供給する方法	○	○		市場取引等により供給する方法を証する書類	
セキュリティ管理責任者	○				
【地熱の場合】 源泉モニタリングに係る実施計画の内容		○		地熱資源等モニタリング計画書	地熱資源等モニタリング計画書に記載されている添付書類も必要です。
【バイオマスの場合】 燃料区分／燃料・原料名（同じ調達価格区分内での燃料又は原料の種類の変更を含む）	●			①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書に記載されている添付書類も必要です。
【バイオマスの場合】 「燃料（原料）調達及び使用計画書」における燃料の収集・調達先		○		①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	
【バイオマスの場合】 バイオマス比率、バイオマス比率考慮後出力及び調達上限比率の変更	●			①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(18/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
【バイオマスの場合】 最大のライフサイクルGHGの値の変更	○	○		①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	変更認定申請で燃料名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事前変更届出により届け出て下さい。
【認定申請時の誤入力を訂正する場合】 地方税法第72条の4に係る事項		○		その他として、「地方税法第72条の4の該当性」を追加し、変更前に「地方税法第72条の4に規定する法人」、変更後に「地方税法第72条の4に規定する法人でない」若しくは変更前に「地方税法第72条の4に規定する法人でない」、変更後に「地方税法第72条の4に規定する法人」と記載し、変更理由に「誤記入による変更」と記載する。 添付資料は不要。	「変更認定」による事業者変更の場合、変更認定にて、該当又は非該当の変更も同時に行うことが必要です。 誤入力による訂正の場合、「事前変更届出」による変更が必要です。

## 2-2.変更手続項目/共通



### 変更手続 整理表(19/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
<b>【みなし認定用事業計画提出時の誤入力を訂正する場合】</b> ・太陽電池の合計出力 ・接続契約締結日 ・事業区域の面積 ・接続契約締結先 ・特定(買取)契約締結先 ・買取価格		○		その他として、みなし認定移行手続時の誤入力した項目を追加し、変更前に誤入力した内容を、変更後に正しい内容を記載し、変更理由に「みなし認定用事業計画提出時の誤入力の訂正」と記載する。添付資料は以下のとおり。 ①50kW未満の太陽光発電設備で太陽電池の合計出力を訂正する場合、太陽電池の発注書及び発注請書。ただし、申請時に電子申請システムにパネルの型式と枚数を登録している場合、添付資料は不要。(50kW以上の太陽光発電設備については、原則添付書類は不要だが、審査内容によっては配置図等の確認書類を求める場合がある。) ②接続契約締結日を訂正する場合、接続の同意を証する書類(ただし、みなし認定用事業計画提出時に既に提出している場合は、添付書類は不要) 事業区域の面積、接続契約締結先、特定(買取)締結先、買取価格の訂正については添付書類は不要。	みなし認定用事業計画の接続申込み日、工事費負担金、連系工事期間の誤入力については、訂正は不要です。 運転開始済みのチェックの訂正については、個別にお問い合わせ下さい。

## 2-3.変更手続/共通



### 変更手続を行います

再生可能エネルギー電子申請  > ログアウト

**マイページ** | **認定設備** | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

#### メニュー

新規認定申請入力 >	詳細情報は、「 <a href="#">認定申請一覧</a> 」画面にて検索を行 ※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをク 「認定申請一覧」画面に遷移できます。
認定申請一覧 >	
認定設備一覧 >	※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。 <a href="#">申請状態一覧.pdf</a>
<b>みなし認定設備一覧</b> 28年度までに認定を受けた 方は初めにこちらより移行 手続を行ってください。 (設備IDが「F」で始ま る設備を除く。) >	各変更手続によって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。 以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続を行ってください。 <a href="#">各変更手続の変更対象項目一覧表.pdf</a>
提出一覧 >	

利用規約 | プライバシーポリシー 経済産業省 資源エネルギー庁 Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

[認定設備]をクリックします  
認定設備画面へ進みます

## 2-3.変更手続/共通



メニューの選択をします

再生可能エネルギー電子申請  > ログアウト

マイページ	認定設備	認定申請	定期報告	ユーザ情報	システムに関する 問い合わせ
-------	------	------	------	-------	-------------------

メニュー

認定設備一覧 >

経済産業省 資源エネルギー庁 Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

[認定設備一覧]をクリックします  
検索画面へ進みます

## 2-3.変更手続/共通



### 変更手続を行います

再生可能エネルギー電子申請  ログアウト

マイページ 認定設備 認定申請 定期報告 ユーザ情報 システムに関する問い合わせ

#### 認定設備一覧

1

発電設備の区分	--なし--	▼	
出力区分	--なし--	▼	
認定状態	--なし--	▼	認定法区分 --すべて-- ▼
発電設備の設置場所	部分一致		
事業者名	部分一致		
申請の認定日	2017/04/01	~	2017/05/01
設備ID			

2

検索

経済産業省 資源エネルギー庁 Copyright (C) Agency for

任意で該当設備の情報を選択、又は入力します

※未入力でも検索ができます

[検索]をクリックします

画面下部に検索結果が表示されます

## 2-3.変更手続/共通



該当設備を選択します

### 認定設備一覧

発電設備の区分  ▼

出力区分  ▼

認定状態  ▼      認定法区分  ▼

発電設備の設置場所

事業者名

申請の認定日  ~

設備ID

[参照]をクリックします  
該当認定設備情報の詳細画面へ進みます

1件中1件~1件まで表示



No	認定状態	認定法区分	発電設備の区分	出力区分	設備ID	発電設備の設置場所	事業者名	発電設備の出力(kW)	申請の認定日 ↑	発電設備の名称	
1	認定中	FIT	太陽光	10kW以上50kW未満	A*****	東京都千代田区千代田1-1-1	資源 太郎	20.0kW	2017年05月31日	資源太陽光発電	<input type="button" value="参照"/>

1件中1件~1件まで表示



## 2-3.変更手続/共通



表示された該当認定設備の画面下部の「事後変更届出」ボタンを押下します

### 事業内容

系統接続に係る事項	接続契約締結日： 2019年07月01日 接続契約締結先： 北陸電力
事業実施工程	設置工事開始予定日： 2019年07月07日 系統連系予定日： 2019年07月07日 運転開始日（又は予定日）： 2019年07月20日 運転開始済み <input type="checkbox"/> 設備廃止予定日： 2019年07月31日
保守点検責任者	法人個人区分： 法人名： 法人番号： 責任者氏名： 所属・役職： 電話番号： 内線番号：
保守点検及び維持管理計画	保守点検及び維持管理計画

認定通知書印刷 

登録者変更

事前変更届出

事後変更届出

「事後変更届出」ボタンをクリックします

※各種手続きにより、変更可能な申請項目が異なります

「各変更手続きの変更対象項目一覧表.PDF」参照  
（マニュアルP5～P25に同様の一覧表があります）

## 2-4.変更手続/情報入力



設備区分選択

情報入力

内容確認

書類添付

登録完了

事業者情報

発電設備情報

「事業者情報」タブをクリックします

内容確認

代行登録者情報

印鑑証明書情報

GビジネスID  
利用の有無

該当設備情報が表示されます

※下記画面サンプルは一部省略しています

事業者情報、保守点検責任者以外の項目を変更する場合は変更整理表を参照の上、変更認定申請又は変更届出を行ってください。

### 事業者情報

登記簿上の記載内容と一致させること。  
字名まで必ず入力してください。

	変更前	変更後	
事業者自身が入力されていますか？	本人でない	本人でない	
設備利用者区分	屋根貸しに該当しない	屋根貸しに該当しない	
地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること	
課税事業者の該当 <span style="color: red;">必須</span>	課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）	課税事業者に該当する（インボイス発	
インボイス登録年月日	2023年10月01日	2023/10/01	
インボイス取消又は失効年月日		2017/05/01	
事業者のログインID	*****	*****	
法人個人区分 <span style="color: red;">必須</span>	法人	法人	①合及び合併特例区その他政令で定める公共団体 ②地方独立行政法人 ③法人税法 別表第一に規定する独立行政法

### 【事後変更届出】変更可能項目

変更を行う発電設備の区分によって、変更可能な項目、必須となる項目が異なりますのでご注意ください。  
※マニュアルでは必須マークがついていなくても必須となる場合があります。

[地方税法第七十二条の四に規定する法人・・・32Pへ](#)  
[課税事業者の該当・・・33Pへ](#)  
[事業者情報・・・34Pへ](#)  
[法人の役員情報・・・40Pへ](#)  
[保守点検責任者・・・41Pへ](#)

## 2-4. 変更手続/情報入力[地方税法第七十二条の四に規定する法人]



### [地方税法第七十二条の四に規定する法人]を変更する場合

事業者情報、保守点検責任者以外の項目を変更する場合は変更整理表を参照の上、変更認定申請又は変更届出を行ってください。

#### 事業者情報

登記簿上の記載内容と一致させること。  
字名まで必ず入力してください。

	変更前	変更後	
事業者自身が入力されていますか？	本人でない	本人でない	
設備利用者区分	屋根貸しに該当しない	屋根貸しに該当しない	
地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること	
課税事業者の該否 <span style="color: red;">必須</span>	課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）	課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当 <input type="checkbox"/> ▼	「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」を選択された場合は「法人番号」の欄にインボイス登録番号を入力してください。（法人番号を有する課税事業者はインボイス登録番号と法人番号は同一の番号です。）
インボイス登録年月日	2023年10月01日	2023/10/01	
インボイス取消又は失効年月日		2017/05/01	
事業者のログインID	*****	**** *	

### [地方税法第七十二条の四に規定する法人]を変更

- ・事業者を変更した場合などで、地方税法第七十二条の四に該当する法人などが事業者となる場合、チェックを入れてください。
- ・該当する場合のみ、チェックを入れてください。

#### ※注意

該当しないのにチェックが入っている場合、電力会社で認めない可能性があります。  
該当しない場合は必ずチェックを外してください。

## 2-4. 変更手続/情報入力[課税事業者の該否]



### [課税事業者の該否]を変更する場合

課税事業者の該否 <span style="color: red;">必須</span>	課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）	課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当）
インボイス登録年月日	2023年10月01日	2023/10/01
インボイス取消又は失効年月日		2017/05/01
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号	00000000000017	00000000000017 法人番号／インボイス発行事業者の登録番号未取得 <input type="checkbox"/>

[インボイス登録年月日]を入力します

「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」を選択した場合、インボイスの登録年月日を入力してください。

[半角数字13桁]

### [課税事業者の該否]の変更

事業者の変更に伴って[課税事業者の該否]が変更となる場合は該当する選択肢を選択します。

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、「**課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）**」を選択してください。

### [法人番号／インボイス発行事業者の登録番号]の変更

「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」を選択した場合、法人番号がある場合には国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号（「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字）を入力してください。

いずれも未取得の場合は未取得にチェックをつけてください。なお「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」を選択している場合は未取得をチェックすることはできません。

※変更前または変更後の[法人個人区分]が「法人」または「公共法人」の場合、当該欄は事業者名欄の下に表示されます。（P.36参照）

### [インボイス取消又は失効年月日]を入力します

法人番号/インボイス発行事業者の登録番号を変更せず「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」から「課税事業者に該当しない」へ変更する場合、インボイスの取消又は失効年月日を入力してください。

## 2-4. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

### [法人個人区分]の変更

※法人個人区分を変更すると事業者情報の入力欄の表示が切り替わります

事業者のログインID	*****	*****	
法人個人区分	<b>必須</b> 法人	法人 ▼	法人：株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含む。  公共法人：地方税法第72条の4に規定する以下の法人をいう。 ①都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体 ②地方独立行政法人 ③法人税法 別表第一に規定する独立行政法人 ④国立大学法人等及び日本司法支援センター ⑤沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構 ⑥社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

## 2-4. 変更手続/情報入力[事業者情報]



### [事業者情報]を変更する場合

法人個人区分	法人			<p>法人：株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含む。</p> <p>公共法人：地方税法第72条の4に規定する以下の法人をいう。</p>
事業者名 事業者名 変更理由 事業者名 備考	事業者名 (ふりがな) かぶしきがいしゃまるさんかくしすてむず 事業者名 株式会社〇△システムズ	姓 (ふりがな) とうきょうほうじん 姓 東京法人	名 (ふりがな) たろう 名 太郎	<p><b>[全角文字]</b>                  「氏名」を入力してください。                  ※電力会社との電力受給契約と同じ名義を記載してください。                  ※本項目以下の設置者情報について、子メーター計測による設備の申請である場合は、既存認定発電設備の設置者情報と同一の内容を入力してください。                  ※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。                  ※外国人の方は、証明書等に記載されている姓名と同様に入れてください。Middle Nameがある方は、姓名のどちらかに全角スペース区切りで入れてください。                  ※ふりがなは、ひらがなで入力してください。</p>

### [事業者名](全角文字)の変更

- ・事業者名
- ・事業者名 変更理由
- ・事業者名 備考

※姓名が繋がった形で登録されている場合は、必ず修正を行います

## 2-4.変更手続/情報入力[事業者情報]



### [事業者情報]を変更する場合

法人番号/インボイス発行事業者の登録番号 <b>必須</b>	0000000000017 法人番号/インボイス発行事業者の登録番号未取得 <input type="checkbox"/>	法人番号を持っている場合、 <a href="#">こちら</a> （国税庁「法人番号公表サイト」）から検索してください。 法人番号を持っていない場合、「法人番号未取得」にチェックをしてください。 <input type="text" value="0000000000017"/> 法人番号/インボイス発行事業者の登録番号未取得 <input type="checkbox"/>	[半角数字13桁]
法人の代表者氏名 <b>必須</b>		役職 <input type="text"/> ふりがな <input type="text" value="とうきょう たろう"/> 氏名 <input type="text" value="東京 太郎"/>	[全角文字] 「代表権のある代表者名」を入力してください。 入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。
法人の代表者氏名 変更理由	<input type="text"/>		
法人の代表者氏名 備考	<input type="text"/>		

#### [法人番号/インボイス発行事業者の登録番号] (半角数字13桁)の変更

※法人番号がある場合には国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、課税事業者の該否で「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」を選択して認定を受けているインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号（「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字）を入力してください。

※法人番号が不明な場合は「国税庁(法人番号公表サイト)」のリンクより、検索し入力してください

※法人番号を持っていない場合は「未取得」にチェックをしてください。なお「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」を選択している場合は未取得をチェックすることはできません。

#### [法人の代表者氏名](全角文字)の変更

- ・法人の代表者氏名 変更理由
- ・法人の代表者氏名 備考

※法人個人区分が「個人」以外の場合、入力可能となります

## 2-4.変更手続/情報入力[事業者情報]



### [事業者情報]を変更する場合

事業者の住所（郵便番号） <b>必須</b>	〒 105-0004	〒 <input type="text" value="105"/> - <input type="text" value="0004"/> <input type="button" value="住所反映"/>	<p><b>[半角数字]</b> 郵便番号が分からない方は、<a href="#">こちら</a>（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」）から検索してください。</p> <p><b>[全角文字]</b> 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。 町名・番地については、手入力してください。 丁目・番地・号の区切りは、<b>必ず全角ハイフン（-）</b>を使用してください。 例1：1丁目1番地1号 → 1-1-1 例2：2丁目1000番地 → 2-1000 区切りが全角ハイフンでない場合、不備として差し戻しとなり、審査期間が延びることがございますのでご注意ください。</p>
事業者の住所 <b>必須</b>	ふりがな： とうきょうとみなとくしんばし 都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 新橋1-1-1 変更前の住所： 東京都港区新橋1-1-1	ふりがな <input type="text" value="とうきょうとみなとくしんばし"/> 都道府県 <input type="text" value="東京都"/> 市区町村 <input type="text" value="港区"/> 町名・番地 <input type="text" value="新橋1-1-1"/>	
事業者の住所 変更理由	<input type="text"/>		
事業者の住所 備考	<input type="text"/>		

[事業者の住所（郵便番号）](半角数字)  
[事業者の住所](全角文字)  
の変更

- ・事業者の住所 変更理由
  - ・事業者の住所 備考
- ※空白で表示される場合は、必ず入力をしてください

## 2-4. 変更手続/情報入力[事業者情報]



### [事業者情報]を変更する場合

法人の代表電話番号	必須	<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。								
法人の代表連絡先メールアドレス	必須	<input type="text" value="test@test.jp"/>	[半角英数字] 法人の代表連絡先メールアドレスがない場合は、担当者のメールアドレスを入力してください。								
法人の代表連絡先メールアドレス (確認)	必須	<input type="text" value="fit-mail@fit-portal.go.jp"/>									
担当者の氏名	必須	<table border="0"><tr><td>姓 (ふりがな)</td><td>名 (ふりがな)</td></tr><tr><td><input type="text" value="けいざい"/></td><td><input type="text" value="たろう"/></td></tr><tr><td>姓</td><td>名</td></tr><tr><td><input type="text" value="経済"/></td><td><input type="text" value="太郎"/></td></tr></table>	姓 (ふりがな)	名 (ふりがな)	<input type="text" value="けいざい"/>	<input type="text" value="たろう"/>	姓	名	<input type="text" value="経済"/>	<input type="text" value="太郎"/>	[全角文字] 申請等の審査結果等に係る連絡先を入力してください。 入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。  外国人の方は、証明書等に記載されている姓名と同様に入れてください。Middle Nameがある方は、姓名のどちらかに全角スペース区切りで入れてください。 ふりがなは、ひらがなで入力してください。
姓 (ふりがな)	名 (ふりがな)										
<input type="text" value="けいざい"/>	<input type="text" value="たろう"/>										
姓	名										
<input type="text" value="経済"/>	<input type="text" value="太郎"/>										

[法人の代表電話番号](半角数字)  
[法人の代表連絡先メールアドレス](半角英数字)  
[担当者の氏名](全角文字)  
の変更

- ※法人個人区分が「個人」以外の場合、入力可能となります
- ※空白で表示される場合は、必ず入力をしてください
- ※携帯電話番号は原則不可となります。  
固定電話がない場合のみ携帯電話番号を入力してください。

## 2-4. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

担当者連絡先電話番号 <b>必須</b>	00-0000-0000	<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
担当者連絡先内線番号		<input type="text" value="1234567890"/>	[半角数字]
担当者連絡先FAX番号		<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。

[担当者連絡先電話番号](半角数字)  
[担当者連絡先内線番号](半角数字)  
[担当者連絡先FAX番号](半角数字)  
の変更

## 2-4.変更手続/情報入力[事業者情報]



[法人の役員情報]を変更する場合

[役員なし]チェック

※登録する役員がない場合のみ、役員なしにチェックを付します

法人の役員情報【変更後】

変更後にはすべての役員を入力してください。

役員なし

No	必須	法人の役員氏名
1		<p>※登記簿謄本に記載されている役員のうち、申請している再生可能エネルギー発電事業計画に関係する者（代表者を除く。）を全員正確に入力してください。</p> <p>役職 <input type="text"/> [全角文字]</p> <p>ふりがな <input type="text" value="とうきょう たろう"/> [全角ひらがな]</p> <p>氏名 <input type="text" value="東京 太郎"/> [全角文字]</p> <p><input type="button" value="追加"/> <input type="button" value="コピー"/> <input type="button" value="削除"/></p> <p>変更理由 <input type="text"/></p> <p>備考 <input type="text"/></p>

「追加」：複数の[法人の役員情報]を登録する際に使用します  
「コピー」：作成している情報を複製します  
「削除」：対象の情報を削除します  
(1件の場合は削除できません)

[役職](全角文字)  
[氏名(ふりがな)](全角ひらがな)  
[氏名](全角文字)  
を入力します

## 2-4.変更手続/情報入力[保守点検責任者]



事業者情報	発電設備情報	発電設備の設置場所	太陽電池に係る事項	<b>保守点検責任者等</b>	変更内容確認
-------	--------	-----------	-----------	-----------------	--------

「保守点検責任者等」タブをクリックします

### [保守点検責任者]を変更する場合

保守点検責任者	<b>必須</b>	法人個人区分： 個人	法人個人区分	法人	▼	事業者情報を反映	
	<b>必須</b>		法人名	株式会社〇〇システムズ			[全角文字]
	<b>必須</b>	責任者氏名： 経済 太郎	責任者氏名	経済 太郎			[全角文字]
	<b>必須</b>		所属・役職				[全角文字]
	<b>必須</b>	電話番号： 03-1234-5678	電話番号	03-1234-5678			[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
		内線番号：	内線番号	1234567890			[半角数字]
			法人番号を持っている場合、 <a href="#">こちら</a> （国税庁「法人番号公表サイト」）から検索してください。				
			法人番号	1234567890123			[半角数字13桁]

### [保守点検責任者]の変更

- ・法人個人区分
- ・法人名（法人の場合）
- ・法人番号（法人の場合）
- ・責任者氏名
- ・所属・役職（法人の場合）
- ・電話番号
- ・内線番号

※変更前に入力されている場合は必須になります

※変更前に入力されていない場合は任意になります

※変更する場合、空欄になっている項目について入力を求められる場合があるのでその場合は入力をしてください

## 2-4.変更手続/情報入力[正確な運転開始日]



事業者情報	発電設備情報	<b>「変更内容確認」タブをクリックします</b>	保守点検 責任者等	<b>変更内容確認</b>	代行登録者情報	印鑑証明書情報	GビジネスID 利用の有無
-------	--------	---------------------------	--------------	---------------	---------	---------	------------------

### [正確な運転開始日]を登録する場合

#### 変更内容確認

正確な運転開始日	<p>「現在運転開始済み」の方は、正確な運転開始年月日をご入力ください。</p> <p>運転開始年月日とは、電力会社との特定契約に基づく受給開始日のことです。 (10kW以上の発電事業者様等におかれましては、毎年1回提出いただく設備設置・運転費用年報に記載いただく運転開始年月日と一致させてください。)</p> <p>本報告をいただいた後、電力会社から別途報告される各認定設備の買取開始情報と照合させていただきます。 このとき、双方に着しく乖離が見られた場合は、こちらから直接ご事情をお伺いし、場合によっては本届出が無効となる場合がございますのでご注意ください。</p> <input type="text" value="2017/05/01"/>
運転開始済み	<input type="checkbox"/>

文章の内容をよくご確認ください、  
正確な運転開始日を入力してください  
※任意ですが、運転開始済みチェックを入れている場合は必須になります

### [正確な運転開始日]を入力

- ・当初の認定時から今回の変更を行うまでの間に運転を開始している場合、特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を「正確な運転開始日」に入力します
- ※正確な運転開始日には未来日を入力することはできません
- ※正確な運転開始日には接続契約締結日より以前の日付を入力することはできません

## 2-4. 変更手続/情報入力[代行登録者情報]



事業者情報	発電設備情報	<b>「代行登録者情報」タブをクリックします</b>	変更内容確認	<b>代行登録者情報</b>	印鑑証明書情報	GビズID 利用の有無
-------	--------	----------------------------	--------	----------------	---------	----------------

### [代行登録者情報]を入力します

代行登録者情報

登録者のログイン情報を読み込み

住所（郵便番号）	〒 123 - 4567	住所反映		
住所	ふりがな	とうきょうとちよだくかすみがせき △△まんしょん		
	都道府県			
	市区町村			
	町名・番地	霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇		
氏名	姓（ふりがな）	とうきょう	名（ふりがな）	たろう
	姓	東京	名	太郎
企業名	株式会社〇〇システムズ			
部署名	〇〇部△△課			
電話番号	03-1234-5678			
FAX番号	03-1234-5678			
メールアドレス	fit-mail@fit-portal.go.jp			

[半角数字]  
郵便番号が分からない方は、郵便株式会社「郵便番号検索」から検索してください。

[全角文字]  
住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。  
町名・番地については、手入力してください。  
丁目・番地・号の区切り線を使用してください。  
例1：1丁目1番地1号  
例2：2丁目1000号

[全角文字]  
※入力できない文字がナで入力してください。  
※外国人の方は、姓と名をそれぞれに入力してください。  
Nameがある方は、姓と名をそれぞれに入力してください。

[全角文字]  
※入力できない文字がある場合は、ナで入力してください。

[半角数字]  
ハイフン付きの半角数字を入力してください。

[半角数字]  
ハイフン付きの半角数字を入力してください。

[半角英数字]

太陽光（特例太陽光）  
50kW未満以外の場合

[代行登録者情報]を入力します  
(任意)

事業者の代行の方が登録をしている場合、各項目を入力してください。  
「登録者のログイン情報を読み込み」ボタンをクリックすると、ログイン情報を自動入力することもできます。（対象の情報の確認できるものに限る）

## 2-4. 変更手続/情報入力[印鑑証明書情報]

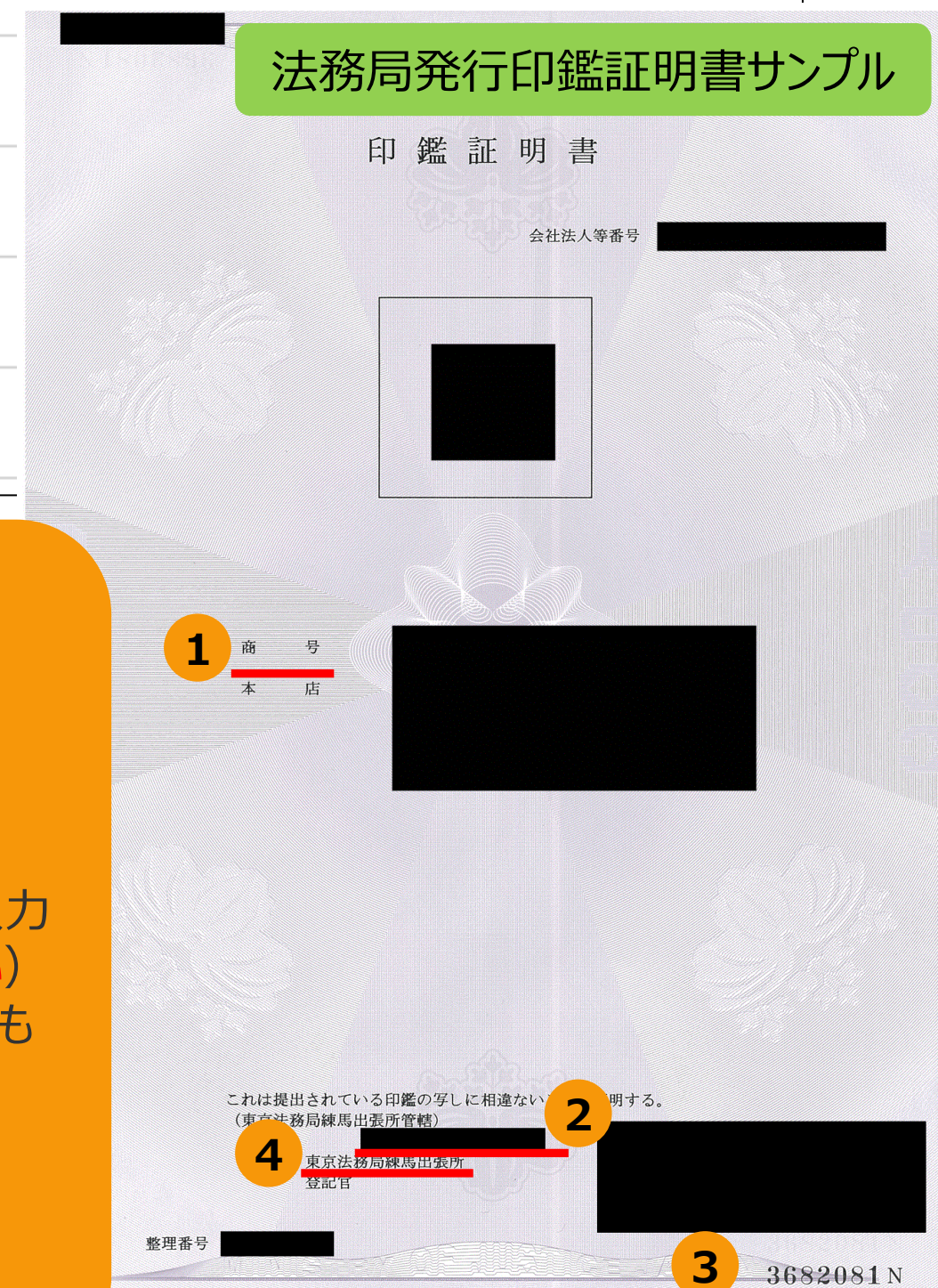


事業者情報	発電設備情報	「印鑑証明書情報」タブをクリックします	代行登録者情報	印鑑証明書情報	GビジネスID 利用の有無
-------	--------	---------------------	---------	---------	------------------

[印鑑証明書情報]を入力します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

印鑑証明書情報	
名義人	1 東京 太郎
日付	2 2017/05/01
印刷番号（法務局発行のみ）	3 12345678
発行主体（法務局発行のみ）	4 ○○法務局△△出張所



[名義人]、[日付]、  
[印刷番号（法務局発行のみ）]、  
[発行主体（法務局発行のみ）]を入力します(任意)

印鑑証明書を提出する場合、印鑑証明書の記載内容から入力してください

※印鑑証明は手続きごとに取得が必要です

※**法務局発行**の印鑑証明書を提出する場合は、**印刷番号**と**発行主体**も入力してください（右側のサンプルに付した番号に該当する項目に入力してください）

※印鑑証明書は申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行されたものに限っておりますのでご注意ください。

※上記期間に該当しない日付はエラーとなります。

※発行主体は省略せずに最後まで正しく入力してください。

記載例：東京法務局練馬出張所  
神戸地方法務局西宮市局



## 2-5.変更手続/内容確認



変更内容を確認し、画面下部の「保存して次に進む」ボタンをクリックします

※下記サンプル画面は一部内容を省略しています

事後変更届出登録

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

- 太陽光10kW未満の場合
  - ◎ マニュアルP.48へ進みます。
- 太陽光10kW以上50kW未満の場合
  - ◎ 事業実施体制図情報入力画面へ（【事業実施体制図】マニュアル）進みます。
- それ以外の場合
  - ◎ GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用します]を選択した場合：マニュアルP.47へ進みます。
  - ◎ GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用しません]を選択した場合：マニュアルP.48へ進みます。

※修正する場合は「戻る」ボタンをクリックします

この内容を確認し、問題がなければ「保存して次に進む」ボタンを押下し、必要書類を添付してください。

修正

保存して次に進む



### [GビズIDを利用する]を選択した場合

GビズIDを利用して手続きを行う場合、GビズIDログインをクリックしてGビズID認証を行います。

※当該申請において、すでにGビズID認証を実施した場合（補正内容の修正の際など）は再度のGビズID認証は不要なためマニュアルP.47へお進みください。

### GビズID認証

GビズIDをお持ちの事業者は、以下の「GビズIDでログイン」ボタンをクリックし、GビズIDをお持ちでない事業者は、[こちらのページ](#)でGビズIDを取得してください。  
※GビズIDのアカウント種別は「プライム」と「メンバー」のみご利用いただけます。

GビズIDを利用せずに申請・届出をおこなう場合は、戻るボタンから前画面に戻り、「GビズID利用の有無」にて「GビズIDを利用しません。」を選択してください。

GビズIDを取得したい場合は予め、GビズIDのサイト（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）からGビズIDを取得してください  
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです

戻る

GビズIDログイン

GビズIDを利用しない手続きに戻りたい場合は「戻る」ボタンをクリックします

申請内容登録画面に戻ります  
※マニュアルP.45に戻り、GビズIDを利用しないを選択してください

GビズIDを利用して手続きを進めます  
「GビズIDログイン」ボタンをクリックします

**GビズID認証画面に進みます**  
※GビズID認証方法は【GビズID認証】マニュアルを参照してください  
※GビズID認証完了後、マニュアルP.47へお進みください

## 2-6.変更手続/書類添付



### 追加・変更する書類を添付します

設備区分選択 情報入力 内容確認 **書類添付** 登録完了

#### 書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。  
1つのファイルは、10MB以下にしてください。  
1つの枠にファイルは1つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。  
ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。  
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。  
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。  
直前に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。  
ファイルの容量が大きすぎて添付できない場合は、担当経済産業局に相談してください。

※必要な書類は記載要領を確認してください。

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）				
添付なし	ファイルを選択 選択されていません	アップロード	削除	未確認
変更なし/あり	変更なし			
変更理由				
備考				
その他 1 5				
添付なし	ファイルを選択 選択されていません	アップロード	削除	未確認
変更なし/あり	変更なし			
変更理由				
備考				

画面更新

戻る 申請内容確認 (申請書出力) 申請

必須書類を必ず添付します

※現在必須の書類のチェックはありませんので、記載要領を確認の上、必要な書類を添付します

※ファイル形式は、[PDF]又は[ZIP]となります  
※1つのファイルサイズは、10MB以下にします  
※同種のファイルを複数添付する場合、[ZIP]ファイルにてまとめます（その際、パスワードは設定しないでください）

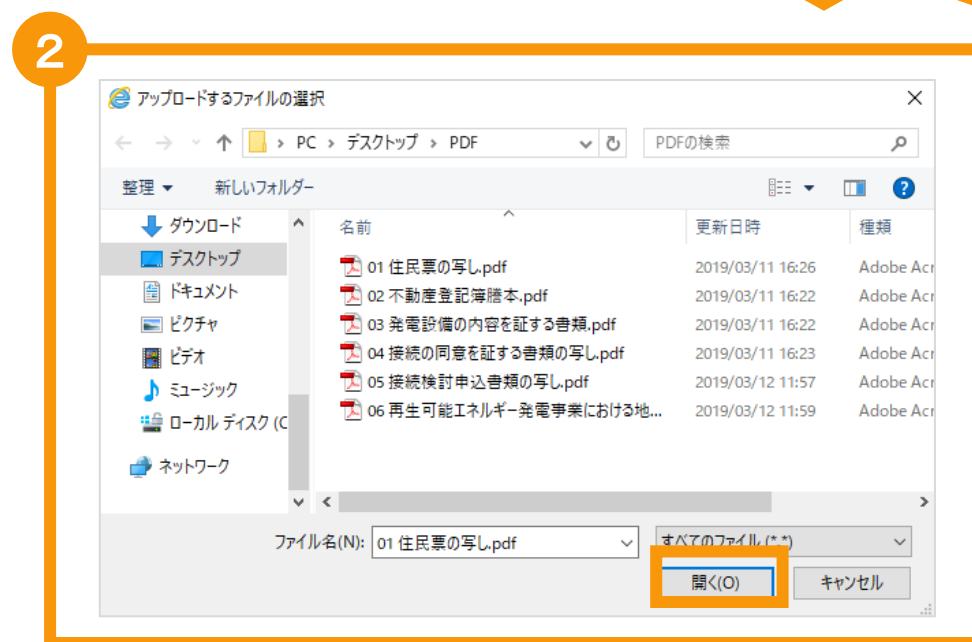
※ファイル選択後は必ずアップロードを選択します  
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます

## 2-6. 変更手続/書類添付



### 書類添付方法(例)

印鑑証明書	
添付なし	<span>ファイルを選択</span> 選択されていません <span>アップロード</span> <span>削除</span> <span>未確認</span>
添付なし	



添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます

添付するファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「参照」ボタンの横にファイル名が表示されます  
※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい  
※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

印鑑証明書	
添付なし	<span>ファイルを選択</span> 印鑑証明書.pdf <span>アップロード</span>
添付なし	

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます  
※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください  
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます  
必ず1ファイルずつアップロードして下さい

印鑑証明書	
添付なし	<span>ファイルを選択</span> 選択されていません <span>アップロード</span>
添付なし	<a href="#">202309151930印鑑証明書.pdf</a>

アップロードされたファイルが表示されます

※アップロード後、ファイルの簡易チェックが行われます。簡易チェックが完了するまで当該書類枠でのファイルの再アップロード、削除は行えません。他の書類枠ではアップロード等を行えます。

## 2-6.変更手続/書類添付



### 書類添付方法(例)

印鑑証明書	
添付なし	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません <input type="button" value="アップロード"/> <input type="button" value="削除"/> <b>未確認</b>
	<a href="#">202309151930印鑑証明書.pdf</a>

アップロードファイルの簡易チェックが完了すると、当該書類枠のチェック結果欄に結果が表示されます

※簡易チェックに要する時間は内容によって多少前後いたします。

※簡易チェック中も他の書類枠でのアップロード等は行えます。

※他の書類枠でアップロード等を行うか、画面下部の画面更新ボタンをクリックすることで更新されます。

※長時間経過しても結果が更新されない場合は「システム操作に関するお問い合わせ窓口」へお問い合わせください

印鑑証明書	
添付なし	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません <input type="button" value="アップロード"/> <input type="button" value="削除"/> <b>添付○</b>
	<a href="#">202409271124印鑑証明書.pdf</a>

印鑑証明書	
添付なし	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません <input type="button" value="アップロード"/> <input type="button" value="削除"/> <b>添付×</b>
	<a href="#">202409271128印鑑証明書.pdf</a>

※簡易チェックの結果は「添付○」か「添付×

※「添付×

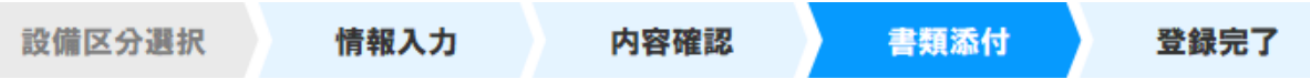
※一つでも「添付×

※「添付○」となった場合でもその後の正式な審査の過程において不備となる場合もございますので予めご了承ください。

## 2-6.変更手続/書類添付



### 追加・変更する書類を添付します



#### 書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。  
1つのファイルは、10MB以下にしてください。  
1つの枠にファイルは1つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。  
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。  
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。  
直前に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。  
ファイルの容量が大きく添付できない場合は、担当経済産業局に相談してください。

※必要な書類は記載要領を確認してください。

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本又は、法人登記簿抄本）	
添付なし	ファイルを選択 <small>選択されていません</small> <input type="button" value="アップロード"/> <input type="button" value="削除"/> <span>未確認</span>
変更なし/あり	1 <input type="button" value="添付なし"/> <input type="button" value="変更なし"/> <input type="button" value="変更あり"/>
変更理由	2 <input type="text"/>
備考	<input type="text"/>

添付する場合、「変更あり」を選択します

[変更理由]等を入力します  
変更箇所等を入力します

## 2-6.変更手続/書類添付



変更する書類を添付後、「申請」または「保存して次に進む」ボタンをクリックします

その他15	
添付なし	ファイルを選択 選択されていません
添付なし	アップロード 削除
添付なし	未確認

### ●太陽光（特例太陽光）50kW未満の場合

「申請内容確認（申請書出力）」  
ボタンをクリックします

注意メッセージが表示されます

申請書出力へ進みます・・・53Pへ

### ●太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

仮登録完了画面に進みます・・・59Pへ

画面更新

戻る 申請内容確認（申請書出力） 申請

戻る 保存して次に進む

### ●共通

※必要な書類を全て添付し、添付した書類枠のすべての簡易チェックが「添付○」  
となっていることを確認していただいてからそれぞれボタンをクリックしてください

※必須ではなく添付をしていない書類枠は「未確認」のままでも問題ありません

※申請内容の修正に戻る場合は「戻る」ボタンをクリックしてください

## 2-6. 変更手続/申請内容確認・申請



申請書出力後、「申請」ボタンをクリックして申請を行います

※**太陽光50kW未満の手続き**では、申請確定前に必ず申請書を出力していただきます。  
必要に応じて申請書のフォーマットで入力した内容を確認することができます。  
出力した申請書は**入力した内容の確認のみに**利用していただけます。(郵送等の対応は不要です。)

申請書を出力しますか？

いいえ

はい

「はい」ボタンをクリックします  
申請書のダウンロードを開始します。

処理中...

**状況:** ただいまリクエストが集中しています。順次、処理が開始されますので、このままお待ちください。

[状況の更新](#): ページが自動的に更新されない場合は、左のリンクへアクセスしてください。

ダウンロード

生成されたドキュメントをダウンロードしています。

[ダウンロード](#): ダウンロードが自動的に開始されない場合は、左のリンクへアクセスしてください。

Copyright: © 2007-2022 OPRO Co., Ltd., All rights reserved.

様式第2 (認定申....pdf)

すべて表示

「申請」ボタンをクリックします

登録完了画面に進みます

**登録者と事業者が同一または  
登録者と事業者が異なり、  
事業者のメールアドレスなしの場合・・・54Pへ**

**登録者と事業者が異なり、  
事業者のメールアドレスありの場合・・・55Pへ**

※修正する場合は「戻る」ボタンを押します

申請書のダウンロードが実行されるので、  
ファイルを保存してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます

※「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアル64P**を確認し、ポップアップブロック機能の解除を行ってください

戻る

申請内容確認  
(申請書出力)

申請

## 2-7.変更手続/登録完了



登録完了画面が表示され、事後変更届出登録が完了となります

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、  
登録者と事業者が同一または  
登録者と事業者が異なり、  
事業者のメールアドレスが登録されていない場合

再生可能エネルギー電子申請

マイページ 認定設備 認定申請 定期報告 ユーザ情報 システムに関する問い合わせ

### 事後変更届出

設備区分選択 情報入力 内容確認 書類添付 **登録完了**

認定申請の登録を受け付けました。  
審査結果の通知まで、しばらくお待ちください。

申請ID :

経済産業省 資源エネルギー庁 Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

## 2-8. 変更手続/仮登録完了



登録完了画面が表示され、事後変更届出の仮登録が完了となります。

※代行登録を行っている場合、事業者の承諾が必要になりますので

次ページ以降の手順で承諾を行います。

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、  
登録者と事業者が異なり、  
事業者のメールアドレスが登録されている場合

再生可能エネルギー電子申請

マイページ

認定設備

事後変更届出

設備区分選択

情報入力

内容確認

書類添付

登録完了

設備設置者に承諾コードを送付しました。  
設備設置者が承諾コードを入力することで申請済となります。

申請ID :

経済産業省 資源エネルギー庁 Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

登録者と事業者が異なり、かつメールアドレスがある場合は、この時点では仮登録状態であるため、代行申請機関には申請がなされておられません。事業者宛てに配信したメールにて事業者が内容を確認の上、承諾コードを入力することで申請となります。

## 2-8. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続していただく手順となります  
事業者には「fit-mail@fit-portal.go.jp」から  
[内容確認のお知らせ]のメールが送信されます。  
記載されている【操作手順】の通りに操作を行っていただきます。

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、  
登録者と事業者が異なり、  
事業者のメールアドレスが登録されている場合

### 内容確認のお知らせメール(例)

再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容確認のお知らせ

\*\*\*\*様

JPEA代行申請センターです。

\*\*\*\*様より代行申請（届出）されました、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容について、下記の【操作手順】に記載された手順に従い、ご確認・ご承諾をお願いいたします。

\*\*\*\*様の承諾がされましたら、承諾内容に対して審査を開始させていただきます。

【操作手順】

1. 下記の電子申請マイページのログイン画面で、下記ログインIDとパスワードを入力し、ログインしてください。

電子申請マイページログイン画面→<https://www.fit-portal.go.jp/mypage/UserLogin>

ログインID：\*\*\*\*

パスワード：ご自身で登録されたパスワードを入力してください。

（2016年度以前の旧システムでのパスワードをお持ちの方は、新システムでの初回のログイン時に旧システムのパスワードを入力いただき、その後新システムでのパスワードに変更していただく必要があります。新システムのパスワードは、12桁以上で数字、大文字、小文字、および特殊文字を全て含めた組み合わせのパスワードとなります。パスワードをお忘れの方は、以下のパスワード再発行画面よりパスワードを再発行してください。パスワード再発行画面→<https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword>）

2. マイページ画面が表示されますので、「認定申請一覧」をクリックしてください。

3. 認定申請一覧画面で、下記の申請IDを入力し、ページ左下の「検索」をクリックしてください。

申請ID：\*\*\*\*

4. ページ下部に、該当する事業計画が表示されますので、右側にある「参照」をクリックしてください。

5. 申請（届出）された事業計画の詳細な情報が表示されますので、内容をご確認いただいた上で、ページの一番下の承諾コード入力欄に、下記承諾コードを入力していただき、「承諾」か「拒否」を選択してください。（承諾を拒否された場合は\*\*\*\*様より申請された事業計画については無効とさせていただきますのでご了承ください。）

承諾コード：\*\*\*\*

6. 登録完了画面が表示されれば、承諾の手続きは完了となります。

以上

## 2-8. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続していただく手順となります  
申請内容参照画面にて確認し「承諾」をします

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、  
登録者と事業者が異なり、  
事業者のメールアドレスが登録されている場合

### 事後変更届出内容参照

#### 認定情報

設備ID	SA03547D23
認定申請の認定日	2017年07月27日

#### 申請情報

申請状態	設置者承諾待ち
申請日	2017年08月30日

#### 承諾コード

承諾コード	<input type="text"/>
-------	----------------------

[承諾コード](半角英数字)を入力します  
※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります

<input type="button" value="承諾"/>	<input type="button" value="拒否"/>
-----------------------------------	-----------------------------------

「承諾」ボタンをクリックします  
※[拒否]ボタンをクリックすると、再度、登録者に申請していただくこととなります

## 2-8. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続きして頂く手順となります

確認画面が表示され、認定申請の登録が完了です

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、  
登録者と事業者が異なり、  
事業者のメールアドレスが登録されている場合

再生可能エネルギー電子申請

マイページ

認定設備

認定申請

### 事後変更届出

様が登録した認定申請を承諾しました。  
事後変更届出の手続きを開始します。  
事後変更届出の状況は認定申請一覧より確認できます。

← 一覧へ戻る



## 2-10.変更手続/事業実施体制図登録



事業実施体制図について登録します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。

- ①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。  
（申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。）
- ②申請書の内容を確認後、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。  
（申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。）
- ③申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。

※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。

※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページを確認してください。

- ・新規申請の場合
- ・新規申請以外の場合

事業実施体制図の提出が必要な変更内容の場合

「事業実施体制図」ボタンをクリックします

事業実施体制図情報入力画面へ進みます

※入力方法は【事業実施体制図】マニュアルを参照してください。

申請書印刷

申請情報確定

編集

事業実施体制情報登録

削除

## 2-11.変更手続/申請書印刷



### 申請書を印刷します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。

- ①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。  
（申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。）
- ②申請書の内容を確認後、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。  
（申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。）
- ③申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。

※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。

※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページを確認してください。

- ・新規申請の場合
- ・新規申請以外の場合

※申請情報確定までの手順が記載されているので、手順に従い必ず申請情報確定まで行ってください

申請書印刷

申請情報確定

編集

事業実施体制情報登録

削除

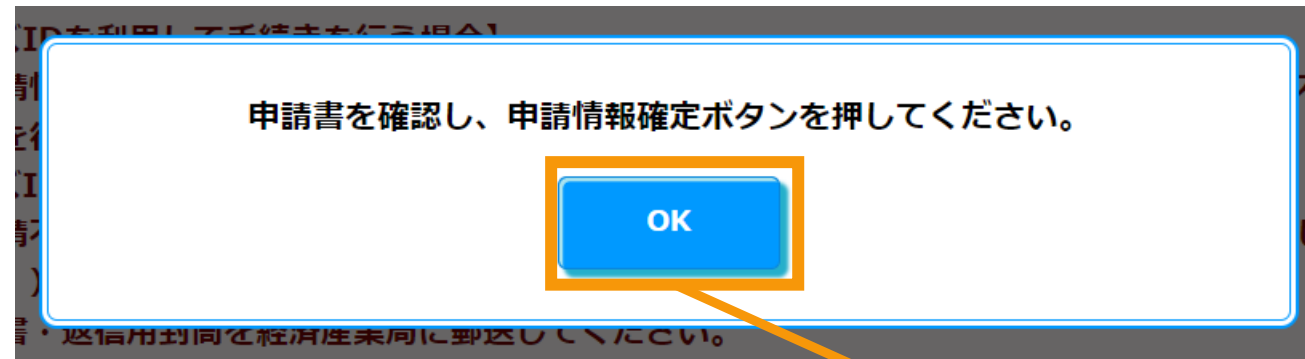
「申請書印刷」ボタンをクリックします  
注意メッセージが表示されます

## 2-11.変更手続/申請書印刷



申請書を印刷した後の注意文が表示されます

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合



「OK」ボタンをクリックします

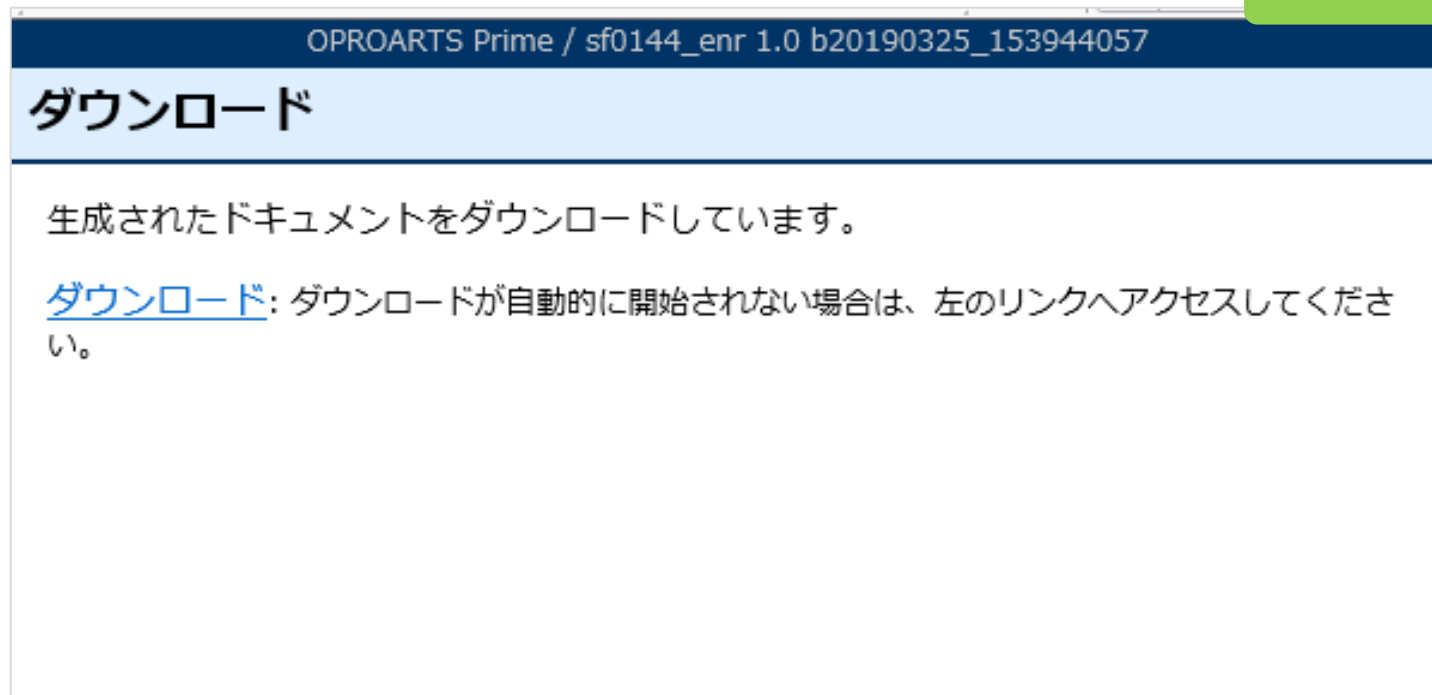
認定申請書のダウンロードが別ウインドウで始まります  
※詳細は次ページ参照

## 2-11. 変更手続/申請書印刷



申請書印刷の確認をします

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

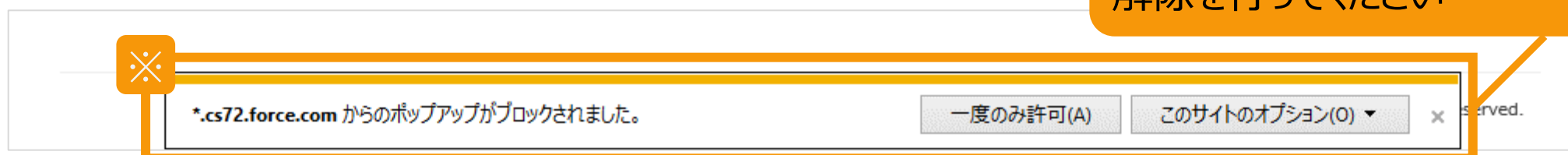


申請書のダウンロード処理が実行されるので、ファイルを保存し、開いて内容を確認してください  
※ブラウザによっては、自動で保存されます



※ポップアップがブロックされた場合

「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアル64P**を確認し、ポップアップブロック機能の解除を行ってください





### 【申請書の保存・印刷時の注意点】

申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。

ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。

「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

#### <Chromeの場合>

①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。

②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

**※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われなことがあるため、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料) を使用して表示を行い、印刷をしてください。**

## 2-12.変更手続/申請情報確定



申請書の内容を確認し、  
内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

下記の手順で、申請情報

- ①申請書印刷ボタンを  
（申請情報確定を行う
- ②申請書の内容を確認  
（申請情報確定を行う
- ③申請書・返信用封筒

※申請書及び委任状に  
ことが必要です。添付  
※ただし、返信用封筒  
所など）に限ります。  
※郵送方法については  
い。

- ・新規申請の場合
- ・新規申請以外の場合

### 「申請書印刷」ボタン

ボタンが表示されている間は、何度でも申請書を印刷することができます。

### 「申請情報確定」ボタン

申請書を確認し、問題がなければクリックします。**※マニュアル66Pへお進みください**

### 「編集」ボタン

申請内容を修正したい場合、クリックして再度編集を行うことができます。

### 「削除」ボタン

当該申請を取り下げ（削除し）たい場合、クリックして取り下げ（削除す）ることができます。

申請書印刷

申請情報確定

編集

事業実施体制情報登録

削除

## 2-12.変更手続/申請情報確定



申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

太陽光50kW未満  
以外の場合

申請情報確定を行うと、編集ができなくなります。  
設備申請書を今一度ご確認ください。

問題なければ、はいを押してください。

いいえ はい

「申請情報確定」ボタンをクリックすると  
編集が出来なくなる旨のメッセージが表示されます  
問題なければ「はい」ボタンをクリックしてください

## 2-13. 変更手続/登録完了



申請状態はGビズID利用の有無の選択によって以下の通り自動更新されます。

[GビズIDを利用します]を選択した場合：「申請書出力済（認証済）」

[GビズIDを利用しません]を選択した場合：「申請書出力済」

太陽光50kW未満  
以外の場合

再生可能エネルギー電子申請

[ログアウト](#)

マイページ	認定設備	認定申請	定期報告	ユーザ情報	システムに関する 問い合わせ
-------	------	------	------	-------	-------------------

### 事後変更届出内容参照

#### 認定情報

設備ID	
認定申請の認定日	2021年12月07日

#### 申請情報

申請状態	申請書出力済
初回申請日（承諾日）	2022年03月02日
不認定理由	

## 2-14.変更手続/申請情報確定取り下げ



申請情報確定の取り下げを行います

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請の取り下げを行う場合は  
「申請情報確定取り下げ」ボタンをクリックします

保守点検及び維持管理費用総額 (円) (税抜き)	150,000
廃棄等費用	廃棄等費用の総額 (円) (税抜き) : 20,000 廃棄等費用の算定方法 : 150000-130000 積立開始時期 : 201601 積立終了時期 : 202405 毎月積立金額 (円) (税抜き) : 25,000

再印刷

申請情報確定取り下げ

## 2-14.変更手続/申請情報確定取り下げ



太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請情報確定の取り下げを行います

### 申請情報確定取り下げ

申請情報確定取り下げを行います。  
よろしければ「申請情報確定取り下げ」を押下してください。  
※申請情報確定取り下げを行った場合、仮登録情報と本登録情報が取り下げられます。

戻る

申請情報確定取り下げ

申請情報の確定を取り下げて、  
申請情報確定取り下げ完了画面へ進みます



### 申請情報確定取り下げ

申請情報確定取り下げが完了しました。

戻る

# 3.改訂履歴



版	訂履歴	改訂内容	備考
1.0	2017/04/24	新規作成	
2.0	2017/08/21	P.17~18 事業内容の変更部分の保守点検責任者の入力を任意に変更 正確な運転開始日の説明を追加、未来日の入力制限 P.21 画像を差し替え	
3.0	2017/10/06	P.5~18 変更手続整理表差し替え P.4 変更手続整理表の案内のページを変更 P.23 変更手続整理表の案内のページを変更 P.24 吹き出しのページを変更	
4.0	2017/08/31	P.3,4,15,20~29,32 画像を差し替え	
5.0	2017/12/04	P.5~21 変更手続整理表差し替え P.22~39 ページ番号変更	
6.0	2018/04/02	P.6~22 変更整理表差し替え P.35~38 ファイル添付ページ差し替え	
7.0	2018/07/10	P.5~21 変更整理表差し替え	
8.0	2018/08/08	P.5~21 変更整理表差し替え	
9.0	2018/11/19	P.29~35 設置者情報の内容を修正 P.36 役員情報の変更ページを追加	
10.0	2018/12/01	P.27 画像差し替え	
11.0	2018/12/13	P.1 文言修正	
12.0	2019/04/01	2019年省令改正による大幅修正	
13.0	2019/05/07	P. 3,4,22,23,47 画面差し替え	
14.0	2019/06/18	P.43 画面差し替え	

# 3.改訂履歴



版	訂履歴	改訂内容	備考
15.0	2019/07/22	P.1,27,28,35,37 画面差し替え,内線番号項目追加,事業者情報を反映ボタン追加	
16.0	2019/08/27	P.29 画面差し替え	
17.0	2019/09/09	P.36 説明文修正	
18.0	2019/09/30	P.28,29,33 画面差し替え	
19.0	2019/11/01	全体構成の修正	
20.0	2019/12/03	P.45 画面差し替え	
21.0	2020/04/01	P.39 追加	
22.0	2020/04/06	P.5~P.24 変更整理表の最新化 P.29,30 吹き出しのページ数修正	
23.0	2021/04/01	画面の最新化、太陽光50kW未満以外のパターン追加	
24.0	2021/04/05	P.5~P.25 変更整理表の最新化,それに伴うページ番号修正	
25.0	2021/09/10	完全電子化 P.53,58~62 画面差し替え、説明文修正、ページ追加	
26.0	2022/04/01	全体構成の修正	
27.0	2022/06/14	P.1,2,60 対応ブラウザ変更	
28.0	2022/07/08	P.56~58,61,62,64 画面差し替え	
29.0	2022/11/28	P.44 画面差し替え	
30.0	2023/01/06	P.31,34,41 画面差し替え、説明文修正	
31.0	2023/04/01	P.5~25 変更整理表の最新化 P.35 説明文修正 P.31,32,33,35 画面差し替え	

# 3.改訂履歴



版	訂履歴	改訂内容	備考
32.0	2023/05/12	P.5~25 変更手続整理表差し替え	
33.0	2023/09/20	P.46~49 説明文追加、画面差し替え	
34.0	2023/12/14	P.5~25 変更手続整理表最新化	
35.0	2024/04/01	P.45 説明文追加	
36.0	2024/04/02	P.5~25 変更手続整理表最新化	
37.0	2024/04/05	P.29 画面差し替え	
38.0	2024/04/26	P.5~25 変更手続整理表最新化	
39.0	2024/08/01	全体構成の修正	
40.0	2024/09/10	P.5~25 変更手続整理表最新化	
41.0	2024/10/01	P.46,48,49,50 説明文修正、画面差し替え	
42.0	2024/12/10	P.70 画面差し替え	
43.0	2025/01/28	P.3,4 画面差し替え	
44.0	2025/02/07	P.26 画面差し替え	
45.0	2025/04/01	全体構成の修正	
46.0	2025/04/14	P.5 説明会ガイドラインリンク更新	
48.0	2025/11/10	P.10 説明文修正	
49.0	2025/11/13	P.10 説明文修正	
50.0	2025/12/15	全体構成の修正	
51.0	2026/01/09	P.24 変更手続整理表最新化	